

ください。なお、会社法法人は純資産額、一般社団法人及び一般財団法人は正味財産額、その他の法人は資本合計額を記入してください。②欄には、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・二・3・(8)・ハに基づき算定した額（当該調整額のみ）を記入してください。③欄については、①と②の額を合算したものが自動計算され、当該額が「純資産F」欄に自動計上されることとなります。②欄に金額を記入した場合には、その具体的な内容等を備考欄に記入してください。

※ 林業公社においては「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・四・2に留意してください。

⑩ 損失補償を付している地方公共団体からの借入金

損失補償を付している地方公共団体（他の地方公共団体含む）からの借入金（長期・短期合算）を記入してください。

※ 本欄の数値に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第14条第3号に掲げる貸付金（いわゆるオーバーナイト）及び規則附則第3条の貸付金（いわゆる単コロ）の額を含めないようにしてください。

※ 損失補償を付している地方公共団体の貸付金が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときに限る。

⑪ 修正後純資産

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑫ 要償還債務額

⑩を除く借入金総額を記入してください。

(4) その他の記入箇所

(3)までの必要事項を記入すると、該当する法人区分のマトリクス表に判定結果が表示されます。自動表示される判定結果を踏まえて最終評価を行ってください。

① マトリクス表左下の「ハ 格付方式」

該当する場合は、表示されるコードから選択してください（該当しない場合は記入不要です）。

② マトリクス表左下の「最終評価」

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

※ ただし、格付けを取得している場合は書式の解除が必要となる場合もあります。

③ 算入率

算入率を直接記入してください。

④ 欄外

対象となる地方公共団体名（市区町村の場合は都道府県名から記入）、当該都道府県財政または市町村担当課に係る課（室）名・担当者名・電話（直通）・E-mailを記入してください。

4⑥G表 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

1 本様式は、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するものです。